（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用方法①：学習教材において複製し、公衆に譲渡する。

著作者名	裁定を申請する著作物	利用方法（複製・譲渡）				補償金の額（税込・単位：円）
		教材名	出版社	本体価格	部数	
ウラジーミル・オルロフ	ハリネズミと金貨	教科書ぴったりテスト国語　東京書籍版３年	株式会社新興出版社啓林館	1,180	10,000	11,379
		ホームテスト国語　東京書籍版３年	株式会社新興出版社啓林館	760	6,000	2,368
		小学教科書ワーク国語　東京書籍版３年	株式会社文理	1,180	10,000	12,576
		マイティーパル国語　東京書籍版３年	ジェイピーエヌ株式会社	6,500	1,000	1,080
					合計	27,403

利用方法②：①に加えて必要に応じて最小単位を100部として追加で複製し、公衆に譲渡する。

著作者名	裁定を申請する著作物	利用方法（複製・譲渡）				補償金の額（税込・単位：円）
		教材名	出版社	本体価格	部数	
ウラジーミル・オルロフ	ハリネズミと金貨	教科書ぴったりテスト国語　東京書籍版３年	株式会社新興出版社啓林館	1,180	100	114
		ホームテスト国語　東京書籍版３年	株式会社新興出版社啓林館	760	100	39
		小学教科書ワーク国語　東京書籍版３年	株式会社文理	1,180	100	126
		マイティーパル国語　東京書籍版３年	ジェイピーエヌ株式会社	6,500	100	66

※　ただし、各誌の発行部数が1,300部以下で算定額が1,080円に満たない場合の補償金額は1,080円とし、発行部数が1,300部を超え算定額が2,160円に満たない場合の担保金額は2,160円とする。

○文化庁告示第四十号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十七年六月五日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十七年九月三日

文化庁長官　青柳　正規

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　不明　不明　別表一・二参照

二　利用者の住所及び氏名　静岡県駿東郡長泉町下土狩一〇五番十七号　株式会社Ｚ会（代表取締役　藤井孝昭）

三　利用方法

①　通信教育用教材において複製又は翻訳及び複製し、公衆に譲渡する（別表一参照）。

②　通信教育用教材のウェブサイトにおいて公衆送信及び公衆に伝達する（別表二参照）。

四　補償金の総額　一、八四〇円

（別表１）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用方法：通信教育用教材への複製又は翻訳及び複製、譲渡

No.	題号	著作者名	利用を認める著作物					利用方法（複製・翻訳・譲渡）			補償金の額（税込・単位：円）
			当該著作物が利用された実態（大学入試英語問題の区分）								
			大学名	入試年度	入試区分	問題番号	英文・和文の別	利用する教材名	本体価格（税抜）	製作部数	
1	不明	不明	東京大学	2004	前期日程　外国語（英語）	３Ｂ	英文	夏期集中　東大英語　演習問題編	600	350	1,080
2	不明	不明	東京大学	2004	前期日程　外国語（英語）	３Ｃ	英文	夏期集中　東大英語　演習問題編	600	350	1,080